

保険証の廃止せまる！

労務ナビ vol107（8月号）でもお知らせしていますが、健康保険証の廃止期日が近づいてきて、報道やネット上でも様々な情報が錯綜しているようですので、あらためて要点を確認します。

●**12月2日以降、保険証の新規発行はされなくなります。**（マイナ保険証へ移行）

※資格取得日に関わらず、手続きが12月2日以降になる場合は発行されないということです。採用日が12月1日の人も保険証は発行されません。また、11月下旬の採用であっても、資格取得手続きが12月にずれ込んだ場合は発行されないこととなります。

●マイナ保険証の登録がない人へは、保険者から「**資格確認書**」が発行され、それにより医療機関の受診が可能となります。

※12月以降の採用手続きでは、資格取得届に「資格確認書の発行希望」をチェックする欄が設けられますので、**本人に希望有無を確認することが必要**になります。（チェックをしなくてもマイナ保険証の登録がない場合は保険者の職権で資格確認書が発行されるが、その場合は発行まで時間がかかるとのこと）

※9～10月に事業所に届いている「資格情報のお知らせ」は資格確認書ではありませんのでご注意ください。

しばらくは混乱があるかと思いますが、事業所の皆様は正しい情報を得て、職員さんへしっかり伝えていただきたいと思います。

質問・相談 事例集（社会保険編）②

◆**配偶者の扶養に入っているパート職員から、今年の収入が130万円を超えそうなので勤務を減らしたいと言われた。**

→社会保険の扶養に入る際の収入要件は、「年収見込が130万円（60歳以上または障害者の場合は180万円）未満、かつ被保険者（扶養する人）の半分未満であること」です。この場合の年収は、税金の扶養と違って1月～12月の収入を見るのではなく“今から1年間の収入の見込”がいくらになるかを見ます。実務的には、月の

収入（総支給額）が108,333円（60歳以上等の場合は15万円）をコンスタントに超えるようなら扶養には入れないと判断されます。

人手不足や繁忙などで一時的に収入超過があっても、それだけですぐに扶養を外す対応はしないこととされていますが、被扶養者の収入確認の方法やルールについては健康保険組合によっても異なりますので、配偶者（扶養する側）の会社によく確認しておくことが大切です。

◆**配偶者が離職し失業給付を受ける予定。その間も扶養に入れるか？**

→前問で説明した被扶養者の収入（130万または180万）には、年金や健康保険の傷病手当金、雇用保険の失業給付等も含まれます。たとえば60歳以上で年金収入もある人については、月の給与と年金月額を合わせた額が15万円を超えていないかを確認する必要があります。

そして失業給付については、その日額が3,612円（60歳以上等は5,000円）を超える場合（＝月額換算108,333円を超える）は、受給中は扶養には入れないというルールになっています。退職後、失業給付受給までは扶養に入ることができますが、受給期間はいったん扶養を抜け、受給終了後にまだ収入見込がなければ再度扶養に入る、という手続きになりますのでご注意ください。

次回へ続きます

セミナー開催しました！

11月8日に、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー2024 Part1」を開催しました。

「労務コンプライアンス（労務管理の基礎）」と「福祉・介護現場における生産性向上」をテーマに、将来を見据えた取組みを考える内容となりました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net